

介護保険だより

～18年度介護保険料について～

40歳から64歳(国民健康保険加入者)の方の保険料

今月は、第2号被保険者(40～64歳)のうち、国民健康保険に加入している方の介護保険料相当分(介護納付金分)についてのお知らせです。(国民健康保険以外の方は、加入している医療保険組合などに直接お問い合わせください。)

決め方

介護納付金分は、次の～で算定した合計金額となります。

- ① 所得割額(第2号被保険者の総所得 - 基礎控除額) × 0.99%
基礎控除額 = 33万円
- ② 資産割額(第2号被保険者の固定資産税額) × 7.96%
- ③ 均等割額(第2号被保険者数) × 6,530円
- ④ 平等割額 一世帯当たり 4,252円



例えば、

3人家族で第2号被保険者が2人いる場合で、基礎控除額後の算出基準額200万円、固定資産税額(都市計画税を除く)20万円としたとき

- ・所得割額 200万円 × 0.99% = 19,800円
- ・資産割額 20万円 × 7.96% = 15,920円
- ・均等割額 2人 × 6,530円 = 13,060円
- ・平等割額 = 4,252円

介護納付金分は、
年額53,032円
となります。
(限度額 90,000円)

納め方

国民健康保険加入者の医療給付費分と、40歳から64歳の世帯員の介護納付金分の合計額を、国民健康保険料として一括して世帯主が納めます。

—もうすぐ40歳(第2号被保険者)になる方—

第2号被保険者の介護保険の加入資格は、40歳になる誕生日の前日に発生します。介護納付金分は、介護保険の加入者の資格を取得した月の分から月割りで納めます。

—もうすぐ65歳(第1号被保険者)になる方—

65歳になる月の前月分までの介護納付金分を、医療給付費分とあわせて納めます。65歳になった月以降の分は、あらたに、介護保険料として納付書が送付されますので、その納付書で納めていただきます。

【問合せ】住民課(国民健康保険担当) 内線325～327

平成18年度介護支援専門員実務研修受講試験「試験案内」の配布について

試験日時：平成18年10月22日(日) 午前10時から

配布：平成18年7月24日(月)から

配布場所：役場介護課、西湘地域県政総合センター、保健福祉事務所ほか

受付期間：平成18年7月24日(月)～8月7日(月) 当日消印有効

【問合せ】介護課 内線341～344